

兵庫県公報

平成24年7月27日 金曜日 第2409号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	12
○ 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（建築指導課）	13
公 告		
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（但馬県民局）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	17
警察本部公告		
○ 入札公告	18

告 示

兵庫県告示第953号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

その関係図面は、平成24年7月27日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 洲本五色線	洲本市中川原町三木田字奥ヶ谷685番1から	旧	9.0から 81.0まで	168.0	一部 予定地
	同 市中川原町市原字白地855番1まで	新	9.0から 51.0まで	126.0	



兵庫県告示第983号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成24年7月27日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	特別指定区域	予定建築物等の用途	指定年月日
高菌地区	加古郡稲美町蛸草字北條、高菌及び下條の各一部	別図のとおり	平成24年7月27日
高菌地区	加古郡稲美町蛸草字北條及び高菌の各一部	同上	同
高菌地区	加古郡稲美町蛸草字北條、高菌及び下條の各一部	同上	同
高菌地区	加古郡稲美町蛸草字北條の一部及び野寺字下南岡の一部	同上	同

（別図は省略し、その関係図書を兵庫県庁及び稲美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年7月27日

但馬県民局長 石井孝一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ミドリ豊岡店
所在地 豊岡市宮島町字島ヶ坪300-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 オリックス株式会社
代表者の氏名 井上 亮
住所 東京都港区浜松町二丁目4番1号